

議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

農林振興課 林業振興担当

議案名

議案第9号 桐生市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

桐生市火災予防条例の一部改正に伴い、林野火災注意報及び林野火災警報が位置付けられたことを踏まえ、所要の改正を行おうとするものです。

概要

火入れの中止に係る規定において、林野火災注意報又は林野火災警報が発令された場合を追加し、発令された際には火入れを中止することとします。

「火入れ」とは、桐生市の森林又は森林の周囲 1km の範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地において、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑などを行うため、立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為のことをいいます。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市における林野火災を受け、林野庁及び消防庁共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめました。同報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされました。

このことを踏まえ、令和7年12月議会において、「桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案」をご議決いただき、林野火災注意報及び林野火災警報を位置付けました。

また、林野庁は、全国の自治体に対し、令和7年10月20日付で、「各市町村の火災予防条例において林野火災注意報及び林野火災警報が位置付けられた場合には、火入れに関する条例に発令の際の対応を明記する必要がある」旨の通知を発出しました。